# 広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における景観形成について

平成 30 年 12 月 11 日 資 料 1 都 市 整 備 局 企画課・都市デザイン室

#### 1 背景•目的

ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を控え、**訪日外国人**や **横浜を初めて訪れる方々**が**目的地までスムーズに移動するため**には、現在地及び周辺施設の立地情報を地 図上に示した**案内サインや通信環境を提供するための公衆無線 LAN が必要**です。

現在でも、案内サインは整備されていますが、訪日外国人を含めた来街者の声として、「**案内サイン数が少なく、目的地までの行き方が分かりづらかった**」など、**案内サインの充実**が求められています。また、 公衆無線 LAN については、訪日外国人のニーズに対し、道路などの公共空間において整備が不十分である ことが課題となっています。

そのため、本事業は上記課題の解決に向けて、案内サインや公衆無線 LAN の整備及び管理運営を公民連携により行い、情報提供の面から来街者に快適な滞在環境を提供することを目的としています。

#### 2 現在までの進捗状況

平成 29 年 3 月 横浜市都市美対策審議会において審議 (事業内容について説明)

- 6月 横浜市屋外広告物審議会において報告
- 7月 公募期間開始
- 9月 横浜市都市美対策審議会において報告 (事業公募状況について報告)
- 10月 公募期間終了
- 12月 実施候補者の選定

平成30年2月 横浜市屋外広告物審議会において報告

3月 横浜市都市美対策審議会において報告 (事業者提案の広告付サインのデザイン及び位置図について報告)

#### 3 本事業の概要

背景や課題を受け、本市が公募したところ、民間事業者から提案を受け、事業者を特定しました。

(1) 事業者

エムシードゥコー株式会社

(2) 整備対象範囲

横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、新横浜駅周辺地区

(3) 事業者からの提案内容

広告付案内サイン:150基(静止画による広告掲出方法:一部、スクロール式及びデジタル式) 公衆無線LAN:60基を目標(今後の事業者との協議により決定)

(4) 契約期間

契約締結時から 2040 年 3 月 31 日まで

審議事項 景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について

#### 1 景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限について

今回整備するエリアのうち、関内地区の一部及びみなとみらい 21 新港地区では、景観法に基づく景観計画において、第三者広告物の掲出及び内照方式の照明装置の使用について、制限をしています(対象エリアはp3のとおり)。

### <景観計画抜粋(関内地区の一部・みなとみらい21新港地区)>

# 第三者広告物の掲出制限

屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事務所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。<u>ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、各地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この</u>限りでない。

# 内照方式の照明装置の使用制限

屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 2 本事業における景観計画の屋外広告物の設置等に関する行為の制限の取扱について

#### <整備の考え方>

- ・広告付案内サインを次ページ以降の配置の考え方に基づき、必要な箇所に適切に配置します。
- ・地図面のコンテンツは、<u>各地区の特性を考慮したデザイン</u>を掲出します。また、広告面のコンテンツは、 表示面積を2㎡以下、かつ、高さを3.0m以下としつつ、広告付バス停留所上屋整備事業を踏まえ、屋 外広告物審議会で報告しました<u>広告審査体制を組み「都市景観を向上させるもの」といった審査基準を</u> 用いて審査を行います。
- ・既存案内サインの多くは照明装置がついておらず、夜間に利用する際は、近づかないと見えません。そのため、既存の広告付バス停上屋整備事業と同様に、内照式の照明装置を用いて、<u>夜の街並みで利用される照明装置の明るさと同程度とすることで周辺環境と調和させつつ、夜間でも案内地図が利用でき、来街者が迷わず移動できる環境</u>を提供します。

#### <本市の見解>

本事業は、上記<整備の考え方>に基づき整備を進めることで、前述の景観計画の<u>ただし書きを適用し、</u> 市長が認めたものとして「第三者広告物の掲出」と「内照方式の照明装置の使用」を可能とします。 また、都心臨海部全体で取り組むべき内容であり、統一的な整備内容や取扱いとしていきます。 なお、上記については、地元の合意のもと進めていくこととします。

# 報告内容 本事業における事業の進め方

- 1 広告付案内サインの配置の考え方
- 2 広告付案内サインのコンテンツ(地図・広告)の表示について

### 1 広告付案内サインの配置の考え方

#### <配置に関する基本方針>

- ・情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、**駅前広場、主要な交差点及び観光地 点を中心とし、**公道上に**整備**を行います。
- ・主要な交差点周辺には、原則道路の進行方向に平行に設置し、道路の進行方向に垂直に設置する場合は、運転者のわき見運転誘発による安全性が損なわれない箇所とします。
- ・移動の起終点となる**駅前広場や観光地点**は、**多くの来街者が滞在する空**間であるため、**誰もが情報 提供を受けやすい**よう既存案内サインに加えて充実させます。
- ※以上の内容を踏まえ、事業者提案を基に道路占用できる箇所を特定し、整備を進めます。

#### <基本方針を踏まえたサインの整備位置>

#### 〇 既存案内サイン(101基)

・今回対象となるエリアの既存案内サインは、行動起点を駅として、**サインシステムを構築**しています。そのため、**既存の案内サインは現況位置を基本**として建替えることとします。

#### 〇 新規案内サイン(49基)

- ・既存案内サインは、鉄道駅の出入口周辺で設置されていない場合もあり、来街者が**現在地から目的 地までの位置情報を確認**するために、拡充するよう整備を進めます。
- ・人通りが多く、幅員が広い幹線道路の交差点では、案内サインが少ない箇所や未整備な箇所があり、 位置情報の取得に時間を要しています。そのため、来街者に対して**情報提供の充実**を図れるよう、交 差点周辺に拡充して配置します。(参考: みなとみらい大通り【代表幅員 40m】、国際大通り【代表幅員 46m】)
- ・今後開発が行われるエリアや観光地点周辺については、現在案内サインが整備されていない箇所も あるため、新たに整備します。

(参考:広告付案内サインの基数) 上段:総設置数、下段:既存案内サイン設置数

駅前広場	主要な交差点	観光地点
41 基	93 基	16 基
(31 基)	(62 基)	(8 基)

#### 整備イメージ図

みなとみらい 21 新港地区





日本大通り





日本大通り(夜間)

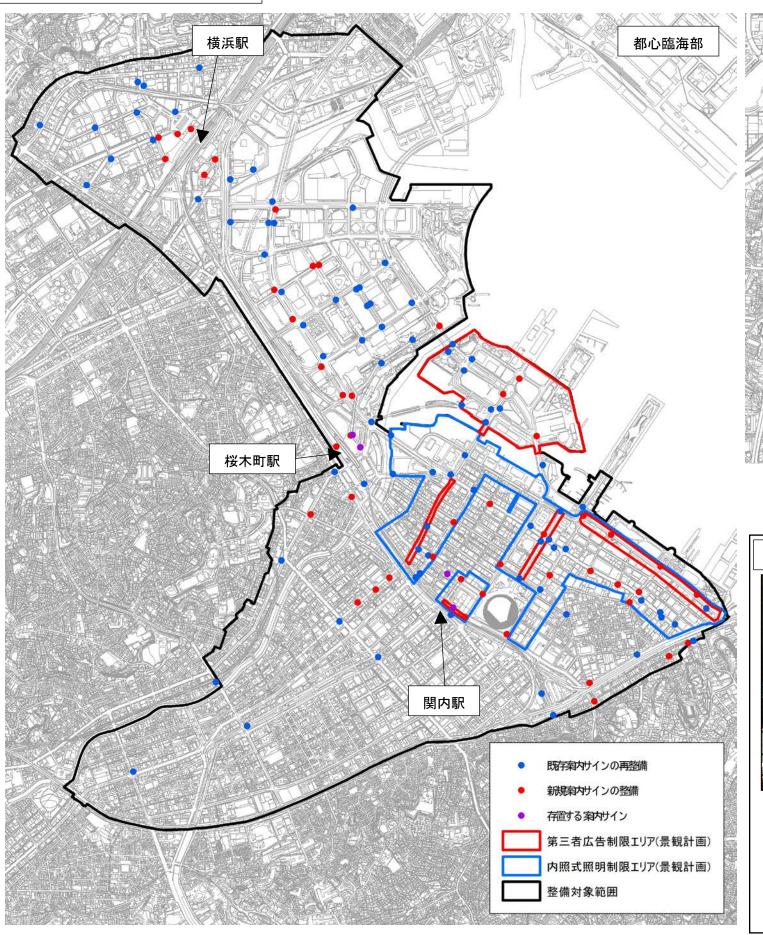


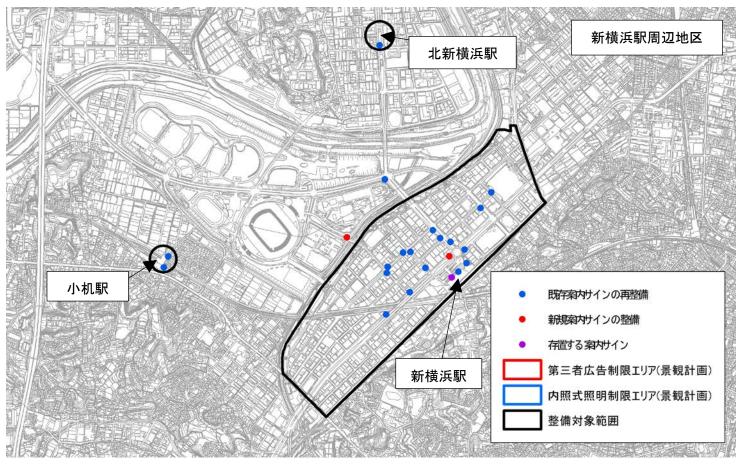


2

個別に道路占用許可、かつ、地元の合意が取得できた場合に限り、整備を行うこととします。

# 提案箇所及び各種制限エリアについて





個別に道路占用許可、かつ、地元の合意が取得できた場合に限り、整備を行うこととします。



# 本事業の**対象外**



### 2 広告付案内サインのコンテンツ

#### ■ コンテンツの考え方

広域の範囲で統一してデザインされ、魅力的な景観形成に寄与するものとして地図及び広告を以下の考え に基づき、表示することとします。

#### ○ 地図面の考え方

- ・地図のデザインに関してはこれまでも質の高い、横浜らしい地図をということでデザインにもこだ わって来ました。(デザイン:黎デザイン/NDC グラフィックス)
- ・今回の検討に当たり、①各地域での実績 ②既存地図で存置されるものもあることなどから、現在 の地図デザインを今後も継続利用することとします。
- ・上記の理由により、今後も2種類の地図デザインを採用することとなりますが、表示内容、配置な ど、デザインに共通フォーマットを用いることで案内地図としての連続性、統一感に配慮します。
- ・これまで、地域の特性を筐体の色で表現してきた部分は、地図盤面の上部スペースに地域の特徴を 表す色やパターンなどを用いることで、地域性、連続性を踏襲します。
- ・各盤面のデザインが確定した際には、再度都市美にご報告します。
- ・夜間においても地図及びWi-Fi 設置箇所が分かるよう内照式照明により表示します。

#### ▼地図デザイン

都心臨海部の横浜駅周辺地区以外は NDC グラフィックス、横浜駅周辺地区 と新横浜駅周辺地区は黎デザインがこ れまでも地図デザインを行っています。

左:NDC グラフィックス

右:黎デザイン





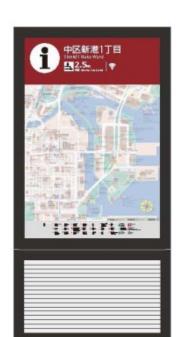
# ▼現時点での各エリア地図盤面デザイン (案)

左から

関内地区、みなとみらい中央地区、新港地区、ポートサイド地区、関外地区 (NDC グラフィックス) 横浜駅周辺地区、新横浜駅周辺地区 (黎デザイン)















# ○ 広告面の考え方

- ・広告付バス停留所上屋と同様の広告審査の基準及び、外部委員による審査の仕組みを交通局と都市 整備局で運営することで都市の空間に資する質の高い広告を掲載します。
- ・広告面は基本的にこれまで同様、「一括まとめ売り」とすることで統一されたビジュアルとします。

#### 基準(一部抜粋)

#### <基本的考え方>

・公共空間に掲出されることを踏まえた、都市景観を向上させるものであること。

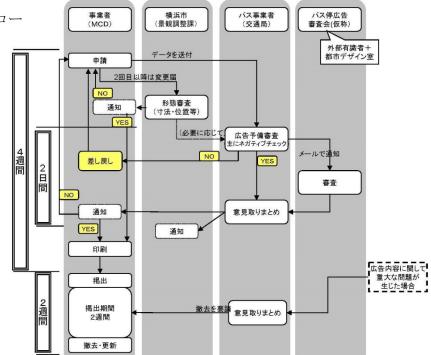
掲出広告は、原則2週間単位

- ・地域性を踏まえた、横浜らしいものであること。
- ・事業の先進性を踏まえた、斬新で新鮮なアイディアをもっていること。

▼参考:広告付バス停留所上屋の広告審査フロー

現在の広告付きバス停事業の広告審査は 広告事業者、バス事業者(交通局)がそれ ぞれ審査基準によって予備審査を行った後、 外部識者によって構成される審査会にメー ルで広告案を送付。審査を経て、掲出となる 仕組みとなっています。

今後、広告付き案内サインの関係者もフロ ーに加えた上で共同で審査を行うことを検討 しています。広告付き案内サインとバス停上 屋の広告を一体審査とすることで、引き続き 統一感あるビジュアルとしていきます。



1.338mm

2,688mm